

石川県公報

平成29年1月13日

第12968号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（厚生政策課）	1	○青少年に有害な興行の指定（少子化対策監室）	3
○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（同）	1	○青少年に有害な図書等の指定（同）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会課）	2	○平成28年度地籍調査事業計画の決定（農業基盤課）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（同）	2	○地域森林計画の公表（森林管理課）	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出（同）	2	○地域森林計画の変更の公表（同）	4
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出（同）	2	○県道の区域の変更（道路整備課）	4
		○県道の供用の開始（同）	4
		公 告	
		○政府調達に関する協定に係る入札公告（医療対策課）	5
		○委託業務に係る企画提案の募集公告（競馬総務課）	7

告 示

石川県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	居宅介護支援事業所 ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	平成29年 1月1日

石川県告示第10号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	居宅介護支援事業所 ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	平成29年 1月1日

石川県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770700357	株式会社 タスカル	タスカル 羽咋市千里浜町ル2-4 フォレストヒルズA103号	平成28年 12月1日	特定福祉用具 販売
1770300901	医療法人社団 松陽	訪問介護ステーション 咲の樹 小松市大領中町三丁目109番地	平成28年 12月19日	訪問介護

石川県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770700357	株式会社 タスカル	タスカル 羽咋市千里浜町ル2-4 フォレストヒルズA103号	平成28年 12月1日	特定介護予防 福祉用具販売
1770300901	医療法人社団 松陽	訪問介護ステーション 咲の樹 小松市大領中町三丁目109番地	平成28年 12月19日	介護予防訪問 介護

石川県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年月日
1770300398	有限会社 つばさ	ヘルパーステーションつばさ小松 小松市八幡イ31番地	訪問介護	平成28年 12月5日

石川県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年月日
1770300398	有限会社 つばさ	ヘルパーステーションつばさ小松 小松市八幡イ31番地	介護予防訪問介 護	平成28年 12月5日

石川県告示第15号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	アルティメットマスターベーション しごきの山	オ ー ビ ー 映 画
〃	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	〃
〃	未亡人下宿? 谷間も貸します	〃
〃	ワレメの誘惑 あそこの具合	新 東 宝 映 画
〃	こくまるオッパイ かきまぜられた私	オ ー ビ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年1月13日

石川県告示第16号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2017年2月号 (04333-02)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	Nai Nai プレス北陸 2017年2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年1月13日

石川県告示第17号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
志 賀 町	西海地区(Ⅲ)及び西浦地区(Ⅰ)	平成29年1月13日から 平成29年3月31日
中 能 登 町	能登部Ⅷ地区及び能登部Ⅸ地区	〃

石川県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、加賀森林計画区の地域森林計画をたてたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成29年1月13日から同年2月13日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各石川県農林総合事務所森林部

石川県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、能登森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成29年1月13日から同年2月13日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部

石川県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
松任宇ノ気線	下記区間を道路区域に編入する。				津幡土木 事務所 維持管理課
	かほく市宇野気ト28番5地先から かほく市七窪へ1番2地先まで		14.36~32.60	1,018.0	
高松津幡線	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	かほく市鉢伏ト58番1地先から 河北郡津幡町字御門い82番2地先まで		4.50~36.90	5,481.1	

石川県告示第21号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
松任宇ノ気線	かほく市宇野気ト28番5地先から かほく市七窪へ1番2地先まで	平成29年1月13日	津幡土木事務所維持管理課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県立中央病院清掃等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年1月31日まで

(4) 履行場所

石川県立中央病院等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 平成28年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成28年石川県告示第183号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

(4) 受託責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。

(5) 受託責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

(6) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）において平成25年1月1日以後、12箇月以上継続して施設清掃の実績を有する者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準に適合している者であること。

(9) 政令第167条の5の2の規定により、知事が定める資格を有する者であること。

(10) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(11) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格確認申請書に2(3)から(11)までの資格を証明できる書類を添付して、平成29年2月2日(木)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

電話番号 076-238-7859

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成29年2月10日(金)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

- (4) 入札書の受領期限

平成29年2月16日(木)午後1時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、同日正午必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (5) 開札の日時及び場所

平成29年2月16日(木)午後1時30分

石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of services required

Cleaning of the Ishikawa Prefectural Central Hospital's main buildings

- (2) Contractual period

From 1 April 2017 through 31 January 2018

- (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

- (4) Inquiry section regarding notice of tender

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan
TEL 076-238-7859

(5) Time limit of tender

1:30 p.m 16 February 2017

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成29年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成29年度金沢競馬販売促進事業業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における平成29年度の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告媒体の活用、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告及びイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告媒体の効果的な活用

エ イベント及びファンサービスの効果的な活用

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
電話番号 076-258-5761 F A X 番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成29年1月13日(金)から同月31日(火)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

平成29年2月13日(月)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、平成29年2月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成29年1月31日(火)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、F A X又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないものとする。